

## 三豊市農業委員会 3 月定例総会議事録

令和6年3月21日午後1時30分より、三豊市農業委員会3月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

### 1. 出席者、欠席者の状況

出席者 29名(農業委員22名、農地利用最適化推進委員7名)

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

1番	堀江 博	○	2番	岡根 讓	○	3番	石井 徳和	○
4番	笠原 孝弘	○	5番	奈尾 正敏	○	6番	近藤 和雄	○
7番	香川 政雄	○	8番	秋山 正伸	○	9番	大橋 正幸	○
10番	糸川 正	ー	11番	三宅 幸一	○	12番	前谷 晃年	ー
13番	丸岡 祐二	○	14番	安藤 弘	○	15番	長堀 和行	○
16番	藤川 剛	○	17番	菅 充司	○	18番	石原 剛	○
19番	組橋 進	○	20番	河田 進	○	21番	岡崎 和朗	○
22番	宮崎 和代	○	23番	吉田 由紀	○	24番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

13番	政本 正一	○	17番	湯口 貞明	○	26番	川崎 光陽	○
34番	渋谷 義明	○	39番	矢野 篤	○	53番	増田 幸司	○
62番	谷川 順哉	○						

### 2. 署名委員

7番 香川 政雄  
19番 組橋 進

### 3. 傍聴人

なし

### 4. 事務局の出席者

事務局 長 片桐 伸尚  
事務局 次長 大井 要平  
主 任 菅原 雅慶  
主 任 糸川 剛史

### 5. 書 記

副 主 任 安藤 かほる

### 6. 議 題

議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)  
議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告)  
議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について  
議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について  
議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について  
議案第 6号 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について  
議案第 7号 非農地通知の件について  
議案第 8号 農用地利用集積計画の件について  
議案第 9号 農地利用最適化推進委員の委嘱について  
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会3月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。このところ雨が続いており、また寒さが戻ってきました。非常に体調を崩しやすい日々ではありますが、本日はお忙しい中、3月定例総会にお集まりいただきありがとうございます。私たちの任期も3分の2が過ぎようとしておりますが、残りの1年で、10年後の農地の貸借を地図に示した地域計画を策定しなくてはなりません。大変な作業になりますが、本日も事務局等から説明がありますので、それぞれの地域で話し合いを進めていただければと思います。また、本日の議題はやや多くなっておりますが、4月から農振除外の申請が再開する関係で、今後総会の議題も増えてくるかと思っております。本日も、皆様方のご協力により議事進行がスムーズに進みますようお願い申し上げます。お礼の挨拶に代えさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。本日の会議にあたり、議席番号10番 糸川 正 委員、12番 前谷 晃年 委員からあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は22名で、定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会3月定例総会を開会いたします。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号7番 香川 政雄 委員、議席番号19番 組橋 進 委員のご両名をお願いいたします。

本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号7号を朗読 〕

以上7件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号7号の7件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。4ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号を朗読 〕

以上1件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の1件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。5ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔 議案第3号 番号1号から番号21号を朗読 〕

以上21件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくようお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

3番 番号1号、番号2号については、譲受人が同じ方なので一括して説明させていただきます。番号1号については、申請地が譲受人宅に隣接しており、長年にわたり小作料を払いながら管理してきた農地です。番号2号についても、申請地は譲受人の農地に隣接しております。耕作不便のため譲渡人が処分を考えていたところ、不動産業者の仲介により売買が成立しました。譲受人は兼業農家で、番号1号の申請地については現在建っているパイプハウスをそのまま使用し、番号2号の申請地については野菜を作付けする予定です。

番号3号について説明いたします。譲渡人と譲受人は同じ自治会です。申請地は譲受人宅に隣接しており、以前から譲ってほしいと話をしており、今回売買が成立しました。現地を確認したところ農地として利用されており、耕作には問題ありません。譲受人は新規就農で初めて農地を所有する

ことになり、申請地では野菜を耕作する予定です。

番号4号、番号5号、番号6号の3件については、営農型太陽光発電施設の再申請です。現地を確認したところ、3件とも太陽光パネルの下にシキビが栽培されております。

以上6件、周辺農地への影響もなく問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願いたします。

7 番 番号7号について説明します。譲渡人と譲受人は近所に住んでいます。申請地は譲受人宅の近くにあり、以前から譲受人が申請地を借りて野菜を栽培しておりました。今回、譲渡人へ申請地を売ってほしいと話をしたところ、譲渡人が高齢ということもあり、売買が成立しました。申請地ではレタスやトウモロコシなどの野菜を耕作する予定です。現地を確認したところレタスが栽培されており、適切に管理されております。周辺農地への影響もなく問題ありませんので、ご審議よろしくお願いたします。

8 番 番号8号について説明します。譲渡人は県外在住で、実家とそれに隣接する申請地を空き家バンクに登録していたところ、新規就農予定の譲受人と話がまとまりました。譲受人は現在農業の研修中で、今後経営規模を拡大する予定です。申請地ではキクイモを作付けする予定です。  
番号9号について説明します。譲渡人と譲受人は親族で、申請地を譲受人の名義に変更するための申請です。現地を確認したところ、申請地は譲受人が管理しておりましたので綺麗な状態です。  
以上2件、近隣農地や水利組合の同意も得ており、問題ありません。ご審議のほどよろしくお願いたします。

1 1 番 番号10号について説明します。譲渡人と譲受人は親族です。申請地は譲受人宅の近くにあり、譲渡人に譲ってほしいと話をしたところ、今回譲渡が成立しました。現地を確認したところ農地として利用されており問題ないと思えます。  
番号11号について説明します。譲渡人と譲受人は親子です。譲渡人は高齢となり農業が難しくなってきたことから、今回譲渡人に一括贈与を行うための申請です。譲受人は会社員ですが、今後は農業に従事する予定です。現地を確認したところ、現在は何も作付けされておませんが、耕作には問題ありません。  
以上2件、水利組合の同意も得ており、周辺農地への影響もありません。ご審議よろしくお願いたします。

2 番 番号12号について説明します。譲渡人は市外在住で、元々譲渡人が住んでいた家を譲受人が購入したことから、家に隣接する農地も一緒に譲渡するものです。現地を確認したところ適切に管理されており、今後は家庭菜園とする予定です。水利組合の同意も得ており、周辺農地への影響もありません。ご審議よろしくお願いたします。

1 4 番 番号13号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会です。譲受人は新規就農のため今回申請地を購入することになりました。申請地では、自家用野菜を栽培する予定です。  
番号14号について説明します。譲受人は市外在住ですが、今まで申請地を借りて耕作していたことから、今回譲り受けることになったものです。譲受人は兼業農家で、水稲、自家用野菜を栽培しています。現地を確認し

たところ適切に管理されております。

以上2件、周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議よろしくお願いたします。

1 5 番 番号15号について説明します。譲渡人は昨年申請地を相続しましたが、農業をする予定はないため処分を考えておりました。譲受人は農機具の販売、修理とあわせて農作物の栽培、販売も行っております。経営規模拡大のため譲受人から申請地を買いたいとの話をしたことから、今回売買が成立しました。現地を確認したところこれまで水稲が作付けされていたようで、耕作に問題はございません。

番号16号について説明します。譲渡人と譲受人は、親の代からの知り合いです。譲受人は非農家で農地を持っておりませんが、今回新規就農のため譲渡人へ農地を買いたいと申し出たところ、売買が成立したものです。現地を確認したところ申請地には譲渡人が水稲を作付けしており、問題ありません。譲受人は今後農機具をリースで借りて野菜を作付けする予定です。今後は農地の維持管理が適切に行われる見込みであることから、周辺農地への影響もありません。

以上2件、ご審議よろしくお願いたします。

1 6 番 番号17号について説明します。譲渡人と譲受人は親族です。譲渡人は高齢のため農業が難しくなったことから、譲受人に譲渡の相談を行ったところ、今回話がまとまったものです。譲受人は専業農家で、申請地では野菜を作付けする予定です。周辺農地への影響もなく、問題ないと思えます。ご審議よろしくお願いたします。

1 7 番 番号18号について説明します。譲渡人と譲受人は近所に住んでいます。譲渡人は体調不良により農地の管理が難しくなっていたところ、譲受人から農地を管理したいと申し出たことから、今回売買が成立しました。申請地では栗と野菜を作付けする予定です。周辺農地への影響もなく、問題ないと思えます。ご審議よろしくお願いたします。

1 9 番 番号19号について説明します。譲渡人は市外在住で、高齢のため農地の管理が難しいことから、譲受人に買ってほしいと話をしたところ、今回売買が成立しました。譲受人は、ミカン、オリーブ、水稲を耕作しており、申請地でもミカンとオリーブを栽培する予定です。周辺農地への影響もなく、問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願いたします。

2 0 番 番号20号について説明します。譲渡人と譲受人は近所に住んでいます。譲受人は花卉を栽培する法人ですが、今回経営規模拡大のため新たに農地を探していたところ、農地の処分を考えていた譲渡人と話がまとまったものです。今後は、申請地でも花を栽培する予定です。周辺農地への影響もなく問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願いたします。

1 番 番号21号について説明します。譲渡人は市外在住で、今後農業をする予定もないため農地の処分を考えておりました。譲受人は農業をするため数年前に移住してきた方で、現在もハウスアスパラ、レモンや柿など多角経営を行っており、経営規模を拡大するため農地を探していたところ、今回の売買が成立しました。申請地ではレンコンなど野菜を栽培する予定です。また申請地の中には赤判定のものも含まれていますが、今後時間をか

けて管理を行い、果樹等を栽培する予定です。周辺農地への影響もなく、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませるか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 ないようですので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号21号についてお諮りします。ご異議ございませるか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号21号の21件は、適当と認めます。次に進ませていただきます。11ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。番号1号から番号5号の5件について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[ 議案第4号 番号1号から番号5号を朗読 ]

なお農地区分につきましては、番号2は第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、この案件は「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」にあたり、不許可の例外に該当します。その他はすべて第2種農地です。

以上5件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。

14番 番号2号について説明します。こちらにつきましては、営農型太陽光発電の基礎にかかる一時転用の再申請です。現地を確認したところ適切に管理されており、下の部分には防草シートが張られ、シキビが栽培されております。水利組合の同意も得ており、周辺農地への影響もないため、問題はないと思われま。ご審議のほどよろしくお願いたします。

20番 番号5号について説明します。こちらにつきましては、申請人は自営業を営んでおり、駐車場と商品の乾燥場を設置するための申請です。周辺農地に影響はなく、問題ないと思いま。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませるか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 ないようですので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号をお諮りいたします。ご異議ございませるか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号の5件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。13ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。番号1号から番号10号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号10号の10件につきまして、ご説明いたします。

[ 議案第5号 番号1号から番号10号を朗読 ]

なお農地区分につきましては、農地区分につきましては、番号1号、番号2号、番号3号は第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、この案件は「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」にあたり、不許可の例外に該当します。その他はすべて第2種農地です。

以上10件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまので、ご提案申し上げます。ご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。

3番 番号1号から番号3号について説明いたします。先ほど3条でご説明した、太陽光発電施設に係る基礎部分の一時転用の再申請です。現地を確認したところ適切に管理されており、問題ありません。ご審議のほどよろしくお願いたします。

13番 番号5号について説明します。申請地は山林化してしまっていたが、貸人が昨年購入し、農地として復旧するため木の伐採を行っていました。また、元々ミカン畑であったため傾斜があり、畑として利用するために重機で整地をしていたところ、借人が土の処理も含めてその作業を請け負うと申し出たことで、今回の申請となりました。周辺農地への影響もなく、問題ありません。ご審議よろしくお願いたします。

16番 番号8号について説明します。譲受人は小売業を営んでおり、出店先

を探していたところ、協議により今回の申請となりました。申請地では商業施設が建設される予定です。現地を確認したところ、現在は何も耕作されていません。水利組合の同意も得ており、周辺農地への影響もなく問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひします。

19番 番号9号について説明します。譲渡人は市外在住で、こちらには長らく帰っておらず、申請地は荒れている状態でした。譲渡人から申請地を譲りたいとの申し出があったことから、今回の売買が成立しました。申請地は、譲受人の事業のための休憩所や駐車場、ジムスタジオとして使用する予定です。周辺農地への影響もなく問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひします。

20番 番号10号について説明します。譲渡人と譲受人は近所に住んでいます。こちらの申請につきましては、併せ利用地にある譲受人の倉庫が不安定な立地にあるので、コンクリート擁壁とブロックを設置するため譲渡人の農地の一部を譲ってほしいと相談したところ、無償での譲渡が成立したものです。周辺農地への影響もなく、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一同 [ なしの声あり ]

議長 ないようですので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号10号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一同 [ 異議なしの声あり ]

議長 異議なしと認めま。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号10号の10件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませさせていただきます。18ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」事務局の説明を求めま。

事務局 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号につきまして、ご説明いたします。

[ 議案第6号 番号1号を朗読 ]

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員さんからの説明はありませんので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一同 [ なしの声あり ]

議長 ないようですので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号をお諮りいたします。ご異議ござい

ませんか。

一同 [ 異議なしの声あり ]

議長 異議なしと認めま。よって議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号の1件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませさせていただきます。19ページをお開きください。議案第7号「非農地通知の件について」事務局の説明を求めま。

事務局 議案第7号「非農地通知の件について」を説明いたします。

[ 議案第7号 番号1号から番号4号を朗読 ]

よろしくご審議の程、お願ひ申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、これより担当委員からの説明をお願ひします。

14番 番号1号について説明いたします。現地を確認したところ、竹と雑木が一面に生え、道も分からなくなるくらいの状態です。農地に復元することは困難と思われま。非農地通知が妥当と思われま。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

17番 番号2号について説明いたします。現地を確認したところ、申請地にまで行く道が竹に覆われ、それ以上進むことができませんでした。農地に復元することは困難と思われま。非農地通知が妥当と考えま。ご審議よろしくお願ひします。

18番 番号3号について説明します。申請地周辺は、かつては除虫菊の栽培が盛んに行われていたが、ここ数年は山林原野化しています。申請地もそういった土地の一部で、農地に戻すことは不可能と思われま。非農地と判断するのやむを得ないと考えま。ご審議よろしくお願ひいたします。

20番 番号4号について説明します。現地を確認したところ、雑木が生え申請地に入るのも不可能でした。農地として復元することは難しいと思われま。非農地通知が妥当と思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員さんからの説明が終わりました。何かご質問はございませんか。

一同 [ なしの声あり ]

議長 ないようですので、議案第7号「非農地通知の件について」お諮りをいたします。ご異議ございませんか。

一同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第7号「非農地通知の件について」番号1号から番号4号の4件につきましては対象地を農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することとさせていただきます。次に進ませていただきます。21ページをお開きください。議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。21ページから51ページまでの農業者相互の貸借権の設定については件数58件、面積17.1ヘクタールでございます。また農地中間管理機構を介した一括方式による貸借につきましては52ページから66ページまでとなっております。農地の管理者から、香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は19件であり、面積は10.1ヘクタールとなっております。以上、利用権の設定計77件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にあります、すべてにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることと、3つの要件を満たしております。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございますか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 ないようですので、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」お諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」は77件すべて適当と認め、決定といたします。次に進ませていただきます。67ページをお開きください。議案第9号「三豊市農地利用最適化推進委員の委嘱について」議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第9号「三豊市農地利用最適化推進委員の委嘱について」説明させていただきます。

[ 議案第9号を朗読 ]

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 ないようですので、議案第9号「三豊市農地利用最適化推進委員の委嘱

について」をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 議案第9号「三豊市農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、同意することと決定いたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

1. 地域計画の策定における話し合いへの参加について  
(香川県西讃農業改良普及センター・三豊市農林水産課)
2. 農用地利用集積等促進計画(案)について(意見聴取)
3. 農業経営改善計画の認定について(通知)
4. 次期農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について
5. 農業委員会の適正な事務実施について  
・令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)
6. 最適化活動の推進(毎月5がつく日は、農業委員会活動日)
7. その他
  - (1) 4月定例総会について  
日 時 令和6年4月22日(月)午後1時30分  
場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
4月8日(月)	危機管理センター1階 打合せコーナー1	三野町:岡根 譲	豊中町:安藤 弘
		詫間町:菅 充司	仁尾町:組橋 進

(3) 配布物

- ・令和6年度三豊市農業委員会事業計画について
- ・令和5年度三豊市農地利用状況調査結果について
- ・農地利用最適化推進委員の定例総会出席要請表
- ・農事相談分担表
- ・農政情報 No. 384 (令和6年3月号)

閉 会 【 午後 4時15分 】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_